

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市多肥土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成29年4月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	川田 巖	高松市多肥上町2383番地1	平成28年10月23日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	多田 修	高松市多肥上町709番地4	平成29年3月24日